

教職員が守るべきルール「服務」とは

教 職 員 の 服 務

県費負担教職員制度

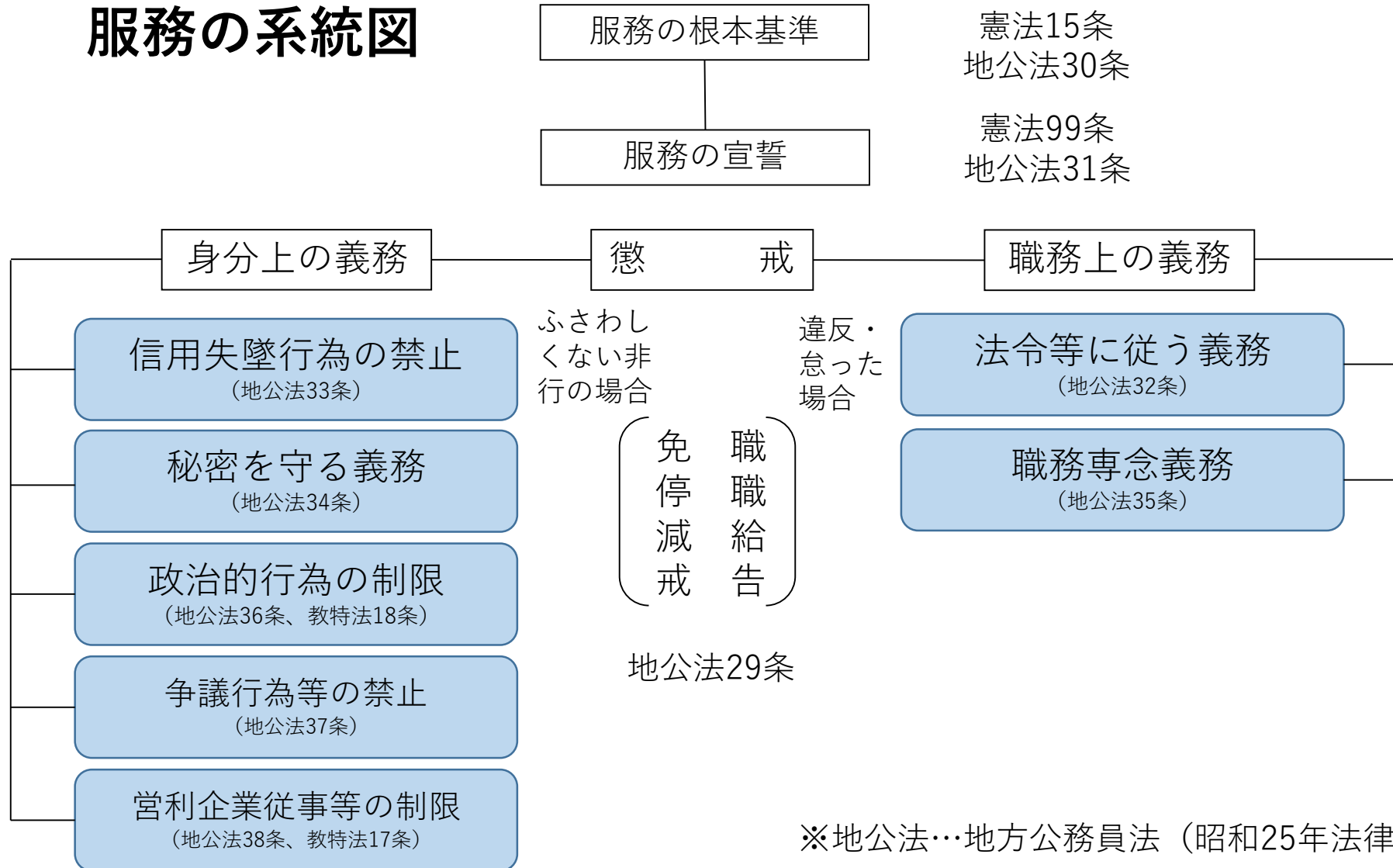
【市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）】

- ① 市町村立学校（義務教育学校を含む。）の教職員は市町村の職員であるが、その給与については、例外的に、都道府県が負担
→給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る

- ② 都道府県が人事を行うこととし、任命権と給与負担の調整を図る
→身分は市町村の職員として地域との関係を保たせながら、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る

教職員サービスの

サービスの系統図



※地公法…地方公務員法（昭和25年法律第261号）

教職員サービスの

サービスの根本基準

● 憲法（昭和21年憲法）第15条

- ・ 「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」

● 地方公務員法（以下「地公法」という。）第30条

- ・ 「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」

- 
- 地公法第32条以下で具体化

教職員 の 服 務

職務上の義務

- **法令等及び上司の職務上の命令に従う義務**（地公法第32条）
- **職務に専念する義務**（地公法第35条）

身分上の義務

- **信用失墜行為の禁止**（地公法第33条）
- **秘密を守る義務**（地公法第34条）
- **政治的行為の制限**（地公法第36条、教育公務員特例法（以下「教特法」という。）第18条）
- **争議行為等の禁止**（地公法第37条）
- **営利企業への従事等の制限**（地公法第38条、教特法第17条）

教 職 員 の 服 務

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

(地公法第32条)

「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」

職務に専念する義務

(地公法第35条)

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」

教 職 員 の 服 務

信用失墜行為の禁止

(地公法第33条)

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」

- その時代時代に公務員として求められる倫理観を持つことが重要

教 職 員 の 服 務

秘密を守る義務

(地公法第34条)

「職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」

- X（旧ツイッター）などのSNSでは、他人が簡単に内容を見ることができてしまうため、特に注意が必要

教 職 員 の 服 務

政治的行為の制限

(地公法第34条、教特法第18条)

- 全体の奉仕者として公共の利益のために勤務

- 地方公務員は一定の政治的行為が制限・その地位を利用して選挙運動をすることも禁止

- 特に、教職員は、教育の政治的中立の原則から、より厳しい制限
(国家公務員と同様)

教 職 員 の 服 務

争議行為等の禁止

(地公法第37条)

「職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない」

教 職 員 の 服 務

営利企業への従事等の制限

(地公法第38条、教特法第17条)

「職員は、任命権者（市町村の道費負担教職員の場合は市町村教育委員会）の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」

- 報酬を得て事業・事務に従事するには、必ず許可（道立学校職員は、北海道教育委員会、市町村立小中学校は、学校を設置する教育委員会）が必要